ふくしんの現況

DISCLOSURE 2013
ディスクロージャー

福江信用組合

ごあいさつ

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご支援とご協力を賜っていることに対し感謝申しあげます。

このたび、当組合の 24 年度の事業内容ならびに経営の状況を取りまとめた「2013 ディスクロージャー誌」を発刊いたしました。本誌により私ども福江信用組合に対するご理解を賜れば幸いです。

昨年 12 月政権が交代し、安倍内閣は「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の 3 つを基本方針とし、いわゆる「アベノミクス」と称される経済政策に加え、世界経済の持ち直し期待感からマーケットが機敏に反応し円安、株高が進行いたしました。輸出関連産業を中心に業績も回復基調にあります。

金融面においては、金融機関同士の貸出競争が激化しており、中小の金融機関は引続き厳しい収益環境に立たされております。当組合も例外ではありません。特に、五島市においては人口の減少、少子高齢化が進んでおり、厳しい環境下にあります。

24 年度はおかげさまで、お取引先のご協力、職員の地道な努力が実り、融資残高も順調に推移することが出来ました。これからも地元の金融機関として、金融を通じ地域経済の活性化に努めて参ります。役職員一丸となり業務に邁進して参りますので引続きご協力、ご支援を賜りますようお願いいたします。

平成 25 年 7 月

理事長　野　口　喬　史

事業の組織

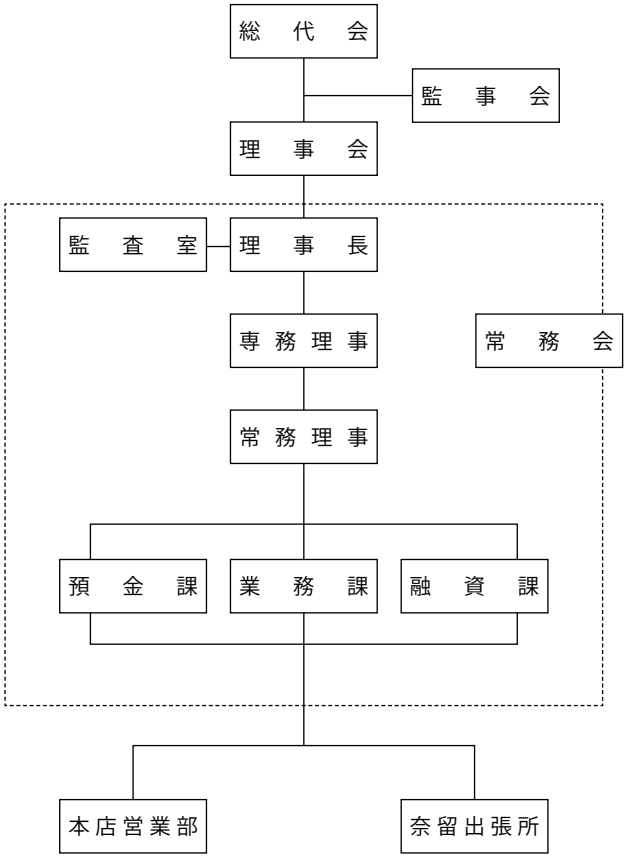

当組合のあゆみ（沿革）

昭和32年４月	創立総会
昭和32年６月	福江市福江町19番地五島商工会議所一階にて業務開始
昭和35年８月	福江市福江町692番地3（店舗を市の中心部へ移転） 営業地区の変更（福江市一円を福江市、岐宿町、三井楽町、富江町、玉之浦町、奈留町の区域へ拡大）
昭和37年９月	福江市大火にて類焼
昭和38年12月	本店店舗落成移転（現在地）
昭和43年９月	奈留出張所業務開始（奈留町浦郷1818－4）
昭和63年11月	自営オンライン（日本オリベッティ）導入
平成４年10月	全国信組共同オンライン（SKC）加盟
平成６年４月	現金自動支払機設置
平成15年８月	本店隣接地購入、駐車場設置
平成15年12月	現金自動預払機年間フル稼働実施
平成16年８月	1市5町の合併により住所表示及び営業地区表示の変更
平成17年７月	本店店舗の増改築
平成19年６月	創立50周年
平成21年５月	郵貯銀行とＡＴＭ提携

《歴代理事長》

初代理事長	釜　口　房　章	（昭和32.6～昭和43.12）
第二代理事長	平　山　　昇	（昭和44.5～昭和45. 5）
第三代理事長	郡　家　蔵一郎	（昭和45.5～昭和51. 5）
第四代理事長	山　口　郁　男	（昭和51.5～平成 6. 5）
第五代理事長	藤　田　七　郎	（平成 6.5～平成12. 6）
第六代理事長	川　口　翎四郎	（平成12.6～平成18. 6）
第七代理事長	野　口　喬　史	（平成18.6～　　）

役員一覧（理事及び監事の役職・氏名）（平成25年7月現在）

理　事　長	野　口　喬　史
専 務 理 事	貞　方　英　世
常 務 理 事	山　本　一　夫
理　　事	才　津　琳　央
理　　事	小　石　　薫
理　　事	柿　森　　誠
監　　事	出　口　耕　三
監事（員外監事）	小　林　正　治

※役員等の兼職等は該当ございません。

職員の状況（役員を除く）

男子 8 人、女子 5 人、計 13 人

本店窓口風景

事業方針（当組合の考え方）

■基本方針

「ふくしん」は、協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、健全なる経営を維持し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

■経営方針

「ふくしん」は、地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすため、次の点を経営方針としています。

① 地域に根ざし、地域社会とともに発展する
お客様のお役に立つをモットーに、地域になくてはならない信用組合として独自性を発揮します。

② 法令等遵守（コンプライアンス）の精神を基本とする
お客様の揺ぎない信頼を得るために、倫理観のある行動に徹します。

③ 健全で信頼される信用組合となる
自己責任の基に経営の効率化を図り、適正なリスク管理体制を構築し、自己資本の充実に努めます。

④ 人材の育成と明るい職場をつくる
役職員ひとりひとりが信用組合の顔であり、質の高い金融サービスを提供し、信用組合理念を実践する人材の育成に努めます。

■福江信用組合の概要

設　　立	昭和 32 年 6 月		
出 資 金	198 百万円	組 合 員 数	2,742 人
店 舗 数	2 店	常勤役職員数	16 人
預　　金	9,136 百万円	貸　出　金	5,250 百万円
純 資 産	476 百万円	自己資本比率	8.49%
営業区域	五島市一円		

（平成 25 年 3 月末現在）

本店建物外観

平成 24 年度の経営環境と事業概況

◎金融経済環境

平成 24 年度の我が国経済は、東日本大震災の復興需要等から緩やかな景気回復傾向であったが、ユーロ諸国の財政危機の表面化など世界経済の減速等を背景に景気の底割れが懸念されていた。そんな中実施された 24 年末の総選挙で復権した自公連立の安倍内閣が打出した日本経済の再生に向けた大胆な金融・財政政策「アベノミクス」に対する期待感から円安、株高が進行し、企業業績は改善に向い、景気回復のムードは高まってきました。

一方、下五島地域においては、農・漁業の一次産業が弱体化する中、観光客の入り込み数も減少しており、官民挙げての対策が急がれている。

このような状況の中にも、老人介護事業や太陽光発電設備など新エネルギー分野に新たな資金需要が発生するなど経済活性化の兆しも見られ、政府の景気浮揚策の実現性とその波及効果に注目しております。

◎収支・損益の状況

資金運用収益については、貸出金利回りが 0.05% 低下したものの、期中平残の増加により貸出金利息収入が増加したほか、有価証券利息配当金も増加し、資金運用収支は増収・増益となった。また、貸倒引当金戻入益 28 百万円の計上等により、経常利益 61 百万円（前期比 +41 百万円）、当期純利益 60 百万円（前期比 +44 百万円）、当期未処分剰余金 102 百万円（前期比 +59 百万円）のほか、「その他有価証券」の評価も含み益となったことから、今期は 5 年振りに出資配当（1.50%）することができました。

なお、自己資本額は 53 百万円増加、リスク・アセットも 363 百万円増加しましたが、自己資本比率は 8.49%（前期比 0.41 ポイントアップ）となりました。

◎預・貸金の状況

・預金については、市場金利が低迷している中、定期性預金への拘りが薄れ、若干の減少を見たが、流動性が伸びて期中平残で横ばい、期末残高で増加した。

期末残高　9,136百万円（前期比 +135百万円、+1.50%）
期中平残　9,042百万円（前期比 △1百万円、-0.01%）

・貸出金の期末残高については、建設工事引当金等の手形貸付が減少しましたが、医療・介護事業等の新規開業、増設資金への大型融資に積極的に取り組み、証書貸付が増加しました。期中を通じて実施した融資増強運動により、住宅・教育・消費資金など個人ローンも増加、期中平残は大きく増加しました。

期末残高　5,250百万円（前期比 +173百万円、+3.40%）
期中平残　5,066百万円（前期比 +372百万円、+7.92%）

◎事業の展望及び対処すべき課題

協同組織金融機関である信用組合は、地域経済が疲弊する中で中小零細事業者や生活者の資金ニーズに的確に応え、取引先企業の経営改善コンサルティング、創業・起業の支援など地域密着型金融を推進し、地域経済の活性化に向けた役割が求められております。

当組合では現下の厳しい経済・金融環境の中で、こうした取組を実効性あるものとするため、人材の育成、融資推進強化策等による収益力の強化、コンプライアンスやリスク管理・内部管理態勢の一層の整備・充実を図り、経営の健全性の維持・確保に向け、尚一層の努力を重ねて参ります。

貸借対照表

（単位：千円）

資産の部

科　　目	平成 23 年度	平成 24 年度
現　　金	153,888	105,678
預　け　金	2,297,615	2,394,951
有　価　証　券	1,935,288	1,956,329
国　　債	99,210	104,150
社　　債	650,412	715,394
株　　式	4,280	4,280
その他の証券	1,181,386	1,132,505
貸　出　金	5,077,763	5,250,143
手形貸付	671,586	465,784
証書貸付	4,241,312	4,576,019
当座貸越	164,864	208,339
その他資産	98,991	97,697
全信組連出資金	60,000	60,000
未収収益	26,117	28,380
その他の資産	12,874	9,316
有形固定資産	74,621	70,650
建　　物	22,067	19,786
土　　地	39,998	39,998
その他の有形固定資産	12,555	10,864
無形固定資産	632	632
その他の無形固定資産	632	632
繰延税金資産	24,849	24,849
債務保証見返	13,284	9,998
貸倒引当金	△ 270,546	△ 234,540
（うち個別貸倒引当金）	△ 222,912	△ 202,603
資産の部合計	9,406,389	9,676,391

負債及び純資産の部

科　　目	平成 23 年度	平成 24 年度
預金積金	9,001,726	9,136,518
当座預金	26,450	36,658
普通預金	2,486,588	2,628,173
定期預金	6,078,642	6,099,632
定期積金	289,384	265,940
その他の預金	120,661	106,114
その他負債	21,625	21,055
未払費用	9,771	5,458
給付補塡備金	653	247
未払法人税等	296	296
前受収益	2,973	2,929
払戻未済金	6,460	10,832
その他の負債	1,470	1,289
賞与引当金	2,408	2,448
退職給付引当金	10,177	8,739
役員退職慰労引当金	10,958	12,828
睡眠預金払戻損失引当金	432	613
再評価に係る繰延税金負債	7,195	7,195
債務保証	13,284	9,998
負債の部合計	9,067,809	9,199,397
出資金	202,783	198,642
普通出資金	202,783	198,642
利益剰余金	178,676	239,354
利益準備金	135,000	137,000
その他利益剰余金	43,676	102,354
当期未処分剰余金	43,676	102,354
組合員勘定計	381,459	437,996
その他有価証券評価差額金	△ 58,849	23,026
土地再評価差額金	15,970	15,970
純資産の部計	338,580	476,993
負債及び純資産の部合計	9,406,389	9,676,391

※ 貸借対照表の注記事項

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

・再評価を行った年月日　　平成10年3月31日
・当該事業用土地の再評価前の帳簿価格　　1,854千円
・当該事業用土地の再評価後の帳簿価格　　25,020千円
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条 4 号に定める固定資産税課税評価格に基づいて合理的な調整を行って算出。
・同法10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額　　△18,166千円

4．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、建物 13 年～ 39 年、動産 5 年～ 20 年であります。

5．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当

組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

6．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

7．賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

（1）制度全体の積立状況に関する事項（25 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	283,431 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	315,534 百万円
差　引　額	△ 32,103 百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自 23 年 4 月 1 日　至 24 年 3 月 31 日）

7,536 千円÷ 9,811,218 千円＝ 0.077%

（3）補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 32,103 百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 20 年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別・加算掛金 5,212 千円を費用処理している。また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになる。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

9．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12．理事及び監事に対する金銭債権総額　15,656 千円

13．有形固定資産の減価償却累計額　104,012 千円

14．貸出金のうち、破綻先債権額は、223,604 千円、延滞債権額は、8,081 千円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和 40 年政令第９７号) 第９６条第１項第３号のイからホに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15．貸出金のうち、3 ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、214,003 千円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞先債権及び 3 ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17．破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、445,688 千円であります。

なお、14. から 17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の端末機（信組情報サービス㈱）等についてリース契約により使用しています。

19．担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産

預け金　347,500 千円（為替取引保証金、信組保障基金）

現　金　50 千円（五島市公金取扱保証金）

20．出資 1 口あたりの純資産額は、1,200 円 63 銭であります。

21．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われ、また、定期的に経営陣によるＡＬＭ委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当組合は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析金利感応度分析等によりモニタリングを行い、隔月開催の理事会に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、業務課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務課を通じ、理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,394	2,407	13
有価証券	1,956	1,914	▲42
満期保有目的の債券	653	611	▲42
その他有価証券	1,303	1,303	-
貸出金	5,250	5,404	154
貸倒引当金	▲234	▲234	－
差引貸出金	5,016	5,170	154
金融資産計	9,366	9,491	125
預金積金	9,136	9,439	303
金融負債計	9,136	9,439	303

注）貸出金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

①金融商品の時価等の算定方法

☆金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 23. に記載しております。

（3）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1 ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

☆金融負債（預金積金）

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1 ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価格と近似しているこ

とから、当該帳簿価額を時価としております。

②時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	4,280
組合出資金	60,110
合　　計	64,390

注)1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

注)2. 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の保有目的区分毎の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
外国証券	100	100	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
外国証券	553	511	△ 42

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（4）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
国　　債	104	98	6
社　　債	621	601	20
投資信託	323	289	34
合　　計	1,048	988	60

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】　（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
社　　債	93	95	△ 2
投資信託	156	190	△ 34
合　　計	249	285	△ 36

注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

注)2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価格とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として減損処理しております。

なお、当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準については、当組合「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」によっております。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、ありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
社債1口	101,372 千円	1,572 千円	－

26. 保有目的を変更した有価証券は、ありません。

27. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国　　債	－	－	100	－
社　　債	100	100	300	200
外国債券	－	100	100	500
合　　計	100	200	500	700

28. 金銭の信託は、保有しておりません。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	24,997
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,412
減価償却損金算入限度超過額	2,989
課税所得の繰越欠損金	38,424
その他	14,795
繰延税金資産小計	83,620 千円
評価性引当額（△）	58,771 千円
繰延税金資産合計	24,849 千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	24,849 千円

注）平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が実施されることに伴い、繰延税金資産・負債の計算に使用する当組合の法定実効税率は、従来の31.06%から27.61%となりました。

30. 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

損益計算書

（単位：千円）

科目	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	190,214	221,535
資金運用収益	171,759	182,195
貸出金利息	131,123	139,026
預け金利息	12,341	12,744
有価証券利息配当金	25,894	28,024
その他の受入利息	2,400	2,400
役務取引等収益	7,091	6,756
受入為替手数料	3,273	3,186
その他の役務収益	3,817	3,570
その他業務収益	6,810	4,438
国債等債券売却益	5,772	1,372
その他の業務収益	1,037	3,066
その他経常収益	4,553	28,144
償却債権取立益	46	5
その他の臨時収益	4,507	28,139
経常費用	169,632	159,694
資金調達費用	8,384	5,898
預金利息	7,845	5,575
給付補填備金繰入額	474	300
借用金利息	64	22
役務取引等費用	16,825	18,043
支払為替手数料	741	746
その他の役務費用	16,084	17,297
その他業務費用	59	65
その他の業務費用	59	65
経費	135,514	128,374
人件費	91,312	85,795
物件費	43,402	41,905
税金	799	673
その他経常費用	8,848	7,311
貸倒引当金繰入額	2,961	—
株式等償却	500	—
その他の経常費用	5,387	7,311
経常利益（△経常損失）	20,581	61,841
特別利益	—	—
特別損失	1	183
固定資産処分損	1	183
税引前当期純利益（△純損失）	20,580	61,657
法人税、住民税及び事業税	800	979
法人税等調整額	3,105	—
当期純利益（△純損失）	16,674	60,678
繰越金（当期首残高）	27,001	41,676
当期未処分剰余金（△未処理損失）	43,676	102,354

（注）1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2．出資 1 口当たりの当期純利益　152 円 73 銭

経費の内訳

（単位：千円）

科目	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費	91,312	85,795
報酬給料手当	73,483	72,636
賞与引当金純繰入額	△ 85	40
退職給付費用	8,326	3,532
社会保険料等	9,587	9,586
物件費	43,402	41,905
事務費	18,042	17,628
固定資産費	6,441	6,182
事業費	3,123	3,594
人事厚生費	787	1,014
預金保険料	7,246	6,225
有形固定資産償却	7,760	7,260
無形固定資産償却	—	—
税金	799	673
経費合計	135,514	128,374

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	平成 23 年度	平成 24 年度
当期未処分剰余金	43,676	102,354
剰余金処分額	2,000	13,980
利益準備金	2,000	11,000
普通出資に対する配当金	—	（年 1.5%）2,980
繰越金（当期末残高）	41,676	88,374

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人の監査によらず当組合監事による監査を受けております。

なお、当組合は員外監事（1 名）を導入しております。

代表理事の確認

私は当組合の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 55 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成 25 年　6 月 21 日

福江信用組合　理事長　野口喬史

粗利益

（単位：千円）

科目	平成 23 年度	平成 24 年度
資金運用収益	171,759	182,195
資金調達費用	8,384	5,898
資金運用収支	163,374	176,296
役務取引等収益	7,091	6,756
役務取引等費用	16,825	18,043
役務取引等収支	△ 9,734	△ 11,286
その他業務収益	6,810	4,438
その他業務費用	59	65
その他業務収支	6,751	4,373
業務粗利益	160,392	169,383
業務粗利益率	1.68	1.78

（注）業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}}$ × 100

役務取引の状況

（単位：千円）

科目	平成 23 年度	平成 24 年度
役務取引等収益	7,091	6,756
受入為替手数料	3,273	3,186
その他の受入手数料	3,817	3,570
役務取引等費用	16,825	18,043
支払為替手数料	741	746
その他の支払手数料	10,503	11,381
その他の役務取引等費用	5,580	5,915

受取利息および支払利息の前期比増減

（単位：千円）

項目	平成 23 年度	平成 24 年度
受取利息の増減	7,605	10,436
支払利息の増減	△ 6,267	△ 2,486

常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

区分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
1 人当りの預金残高	562	571
1 人当りの貸出金残高	317	328

1 店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

区分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
1 店舗当りの預金残高	4,500	4,568
1 店舗当りの貸出金残高	2,538	2,625

主要な経営指標の推移

（単位：千円）

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	217,579	193,102	177,353	190,214	221,535
経常利益	△ 105,630	14,846	△ 22,081	20,581	61,841
業務純益	△ 6,439	15,639	△ 21,041	30,797	41,008
当期純利益	△ 107,076	78,688	△ 52,348	16,674	60,678
預金積金残高	8,766,971	8,741,729	8,942,001	9,001,726	9,136,518
貸出金残高	4,400,204	4,408,664	4,484,227	5,077,763	5,250,143
有価証券残高	1,771,803	1,660,134	1,857,862	1,935,288	1,956,329
総資産額	9,080,638	9,175,057	9,341,057	9,406,389	9,676,391
純資産額	216,570	346,020	330,697	338,580	476,993
自己資本比率（単体）	7.74%	9.88	8.59	8.08	8.49
出資総額	183,088	200,637	201,113	202,783	198,642
出資総口数	366,177 口	401,274 口	402,226 口	405,567 口	397,284 口
出資に対する配当金	―	―	―	―	(1.5%) 2,980
組合員数	2,528 人	2,584 人	2,630 人	2,697 人	2,742 人
常勤役職員数	18 人	17 人	17 人	16 人	16 人
（職員数）	15 人	14 人	14 人	13 人	13 人
店舗数	2 店	2 店	2 店	2 店	2 店

（注）残高計数は期末日現在、職員数は役員を除いた人数です。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 （単位：百万円,%）

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	23年度	9,502	171	1.79
	24年度	9,512	182	1.91
うち貸出金	23年度	4,694	131	2.79
	24年度	5,066	139	2.74
うち預け金	23年度	2,808	12	0.42
	24年度	2,451	12	0.48
うち有価証券	23年度	1,939	25	1.28
	24年度	1,935	28	1.44
資金調達勘定	23年度	9,062	8	0.08
	24年度	9,049	5	0.05
うち預金積金	23年度	9,043	8	0.08
	24年度	9,042	5	0.05

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（23年度1百万円、24年度1百万円）をそれぞれ控除して表示しております。

その他業務収支（損益）の内訳 （単位：百万円）

項目	平成23年度	平成24年度
国債等債券関係損益	5	1
その他	1	2
その他業務収支の損益	6	4

内国為替取扱実績 （単位：件、百万円）

区分		平成23年度		平成24年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	4,112	3,109	3,941	2,761
	他の金融機関から	6,168	2,481	6,373	2,230
代金取立	他の金融機関向け	698	331	652	343
	他の金融機関から	111	16	104	51

代理貸付の内訳（件数及び残高） （単位：百万円）

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
全国信用協同組合連合会	1	1	1	0
㈱日本政策金融公庫	54	60	49	47
合計	55	61	50	47

総資金利鞘等 （単位：%）

区分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回（a）	1.79	1.91
資金調達原価率（b）	1.58	1.48
総資金利鞘（a－b）	0.21	0.43

預貸率および預証率 （単位：%）

区分		平成23年度	平成24年度
預貸率	（期末）	56.40	57.46
	（期中平均）	51.91	56.02
預証率	（期末）	21.49	21.41
	（期中平均）	21.44	21.40

総資産利益率 （単位：%）

区分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	0.21	0.64
総資産当期純利益率	0.17	0.63

（注）総資産経常（当期純）利益率＝ 経常（当期純）利益 ／ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×100

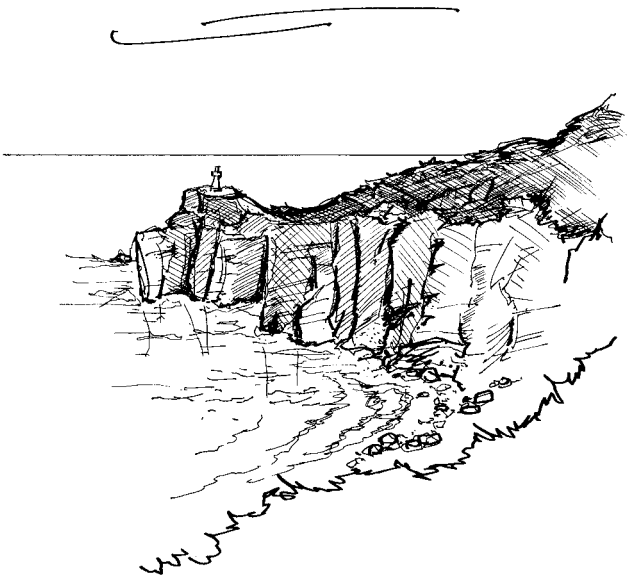

資　金　調　達

預金種目別平均残高

（単位：百万円、%）

種　目	平成 23 年度		平成 24 年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
流動性預金	2,568	28.4	2,632	29.1
定期性預金	6,474	71.6	6,410	70.9
合　計	9,043	100.0	9,042	100.0

預金者別預金残高

（単位：百万円、%）

区　分	平成 23 年度末		平成 24 年度末	
	金　額	構成比	金額	構成比
個　人	7,534	85.8	7,539	82.5
法　人	1,467	14.2	1,597	17.5
一般法人	1,135	10.4	884	9.7
金融機関	3	0.1	3	0.0
公　金	328	3.7	433	4.7
非課税法人	―	―	261	2.9
任意団体	―	―	14	0.2
合　計	9,001	100.0	9,136	100.0

資　金　運　用

貸出金種類別平均残高

（単位：百万円、%）

科　目	平成 23 年度		平成 24 年度	
	金　額	構成比	金　額	構成比
手形貸付	488	10.4	562	11.1
証書貸付	4,085	87.0	4,321	85.3
当座貸越	121	2.6	182	3.6
合　計	4,694	100.0	5,066	100.0

貸出金担保別残高

（単位：百万円、%）

区　分	平成 23 年度末		平成 24 年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
当組合預金積金	295	5.8	249	4.8
不動産	2,095	41.3	1,973	37.6
その他	37	0.7	23	0.4
小　計	2,428	47.8	2,246	42.8
信用保証協会・信用保険	991	19.5	1,012	19.3
保　証	1,657	32.7	1,991	37.9
合　計	5,077	100.0	5,250	100.0

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

区　分	平成 23 年度末		平成 24 年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
運転資金	2,062	40.6	1,911	36.4
設備資金	3,015	59.4	3,338	63.6
合　計	5,077	100.0	5,250	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円、%）

区　分	平成 23 年度末		平成 24 年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
消費者ローン	257	11.6	250	10.8
住宅ローン	1,964	88.4	2,064	89.2
合　計	2,222	100.0	2,314	100.0

貸出金業種別残高・構成比

（単位：百万円、%）

業種別	平成 23 年度末		平成 24 年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
製造業	279	5.5	270	5.2
農業、林業	0	0.0	2	0.0
漁業	10	0.2	33	0.6
建設業	618	12.2	548	10.5
電気、ガス、熱供給、水道業	―	―	4	0.1
情報通信業	19	0.4	3	0.1
運輸業、郵便業	13	0.3	17	0.3
卸売業、小売業	354	7.0	377	7.2
金融業、保険業	20	0.4	20	0.4
不動産業	188	3.7	197	3.8
物品賃貸業	1	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	8	0.2	69	1.3
飲食業	22	0.4	21	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	143	2.8	122	2.3
教育、学習支援業	1	0.0	3	0.1
医療、福祉	405	8.0	340	6.5
その他のサービス	113	2.2	119	2.3
その他の産業	13	0.3	168	3.2
小　計	2,212	43.6	2,322	44.2
地方公共団体	331	6.5	311	5.9
個人（住宅・消費・納税資金等）	2,533	49.9	2,616	49.8
合　計	5,077	100.0	5,250	100.0

有価証券に関する指標

◎有価証券種類別残高及び平均残高

（単位：百万円）

区　　分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国　　債	99	130	104	98
社　　債	650	558	715	613
株　　式	4	4	4	4
外 国 証 券	750	748	653	733
投 資 信 託	430	497	479	485
合　　計	1,935	1,939	1,956	1,935

注）金銭の信託、商品有価証券については、該当ございません。

◎有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区　　分	期間 / 期別	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合計
国　　債	平成 23 年度	－	－	－	－	－	99	－	99
	平成 24 年度	－	－	－	－	104	－	－	104
社　　債	平成 23 年度	－	102	－	50	298	199	－	650
	平成 24 年度	101	－	104	93	202	213	－	715
株　　式	平成 23 年度	－	－	－	－	－	－	4	4
	平成 24 年度	－	－	－	－	－	－	4	4
外 国 証 券	平成 23 年度	100	－	－	－	100	550	－	750
	平成 24 年度	－	－	100	－	100	453	－	653
投 資 信 託	平成 23 年度	－	－	－	－	－	－	430	430
	平成 24 年度	－	－	－	－	－	－	479	479
合　　計	平成 23 年度	100	102	－	50	398	848	435	1,935
	平成 24 年度	101	－	204	93	406	666	483	1,956

◎有価証券の時価情報

〔満期保有目的の債券で時価のあるもの〕

（単位：百万円）

	平成 23 年度					平成 24 年度				
	貸借対照表計上額	時　価	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時　価	評価差額	うち益	うち損
外国証券	750	627	△ 123	0	123	653	611	△ 41	0	41

〔その他有価証券で時価のあるもの〕

（単位：百万円）

	平成 23 年度					平成 24 年度				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国　　債	98	99	1	1	0	98	104	5	5	－
社　　債	649	650	0	4	3	697	715	17	19	2
投資信託	491	430	△ 60	－	60	479	479	0	33	34
合　　計	1,239	1,180	△ 58	5	64	1,275	1,299	23	59	36

注 1）時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

注 2）売買目的有価証券、子会社及び関連会社株式は保有しておりません。

〔時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額〕

・満期保有目的の債券で時価のないものは、保有しておりません。

・その他有価証券で時価のないものの貸借対照表計上額は、株式で平成 23 年度 4 百万円、平成 24 年度 4 百万円であります。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、%）

区分		残高（A）	担保・保証等（B）	貸倒引当金（C）	保全率（%）（B＋C）／A
破綻先債権	平成23年度	235,158	27,192	207,966	100.00
	平成24年度	223,604	26,236	197,368	100.00
延滞債権	平成23年度	21,682	8,836	12,846	100.00
	平成24年度	8,081	4,946	3,135	100.00
3ヶ月以上延滞債権	平成23年度	0	0	－	0.00
	平成24年度	0	0	－	0.00
貸出条件緩和債権	平成23年度	140,657	7,791	5,798	9.66
	平成24年度	214,003	27,614	6,615	15.99
合計	平成23年度	397,497	43,819	226,610	68.03
	平成24年度	445,688	58,796	207,118	59.66

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のィ.会社更生の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所において取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。

2.「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

5.「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6.「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、%）

区分	年度	債権額（A）	担保・保証等（B）	貸倒引当金（C）	保全額（D）＝（B＋C）	保全率 D／A	貸倒引当金引当率 C／（A－B）
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度	256,840	36,028	220,812	256,840	100.00	100.00
	平成24年度	229,754	29,584	200,170	229,754	100.00	100.00
危険債権	平成23年度	－	－	－	－	－	－
	平成24年度	1,931	1,598	333	1,931	100.00	100.00
要管理債権	平成23年度	140,657	7,791	5,798	13,589	9.66	4.36
	平成24年度	214,003	27,614	6,615	34,229	15.99	3.54
不良債権計	平成23年度	397,497	43,819	226,610	270,429	68.03	64.07
	平成24年度	445,688	58,796	207,118	265,914	59.66	53.53
正常債権	平成23年度	4,699,722					
	平成24年度	4,820,757					
合計	平成23年度	5,097,219					
	平成24年度	5,266,445					

（注）1.「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。

3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先債権に対する債権のうち、要管理債権以外の債権及び正常先に対する債権です。

5.「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6.「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

■平成24年度自己査定との相関図

（単位：百万円）

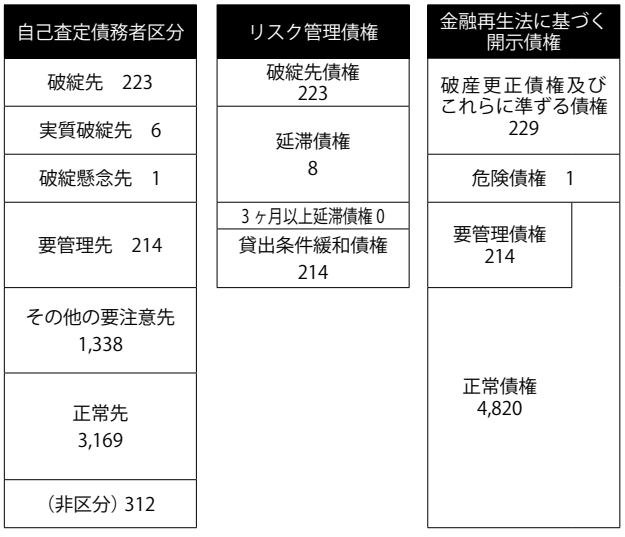

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第３の柱）

【自己資本比率規制（バーゼルⅡ）】の概要

バーゼルⅡとは、2004 年 6 月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。平成 19 年 3 月末から適用されたバーゼルⅡは次の 3 つの柱で構成されています。

☆「第 1 の柱（最低所要自己資本比率）」

第 1 の柱では最低所要自己資本比率を定めており、分母となるリスクの計測にあたり、信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

数式で示しますと次の様になります。｛自己資本÷（信用リスク＋オペレーショナルリスク)｝≧ 4%

☆「第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」

第 2 の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第 1 の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組を期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることが求められています。

☆「第 3 の柱（市場規律)」

第 3 の柱では、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

1．自己資本の構成に関する事項

◎自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目で地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

◎自己資本の構成と自己資本比率の状況　（単位：千円,%）

項目		平成 23 年度	平成 24 年度
自己資本	出資金	202,783	198,642
	非累積的永久優先出資	－	－
	利益準備金	137,000	148,000
	特別積立金	－	－
	繰越金（当期末残高）	41,676	88,374
	その他有価証券の評価差損（△）		
	基本的項目（A）	381,459	435,016
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,424	10,424
	一般貸倒引当金	47,634	31,937
	補完的項目不算入額（△）	14,794	0
	補完的項目（B）	43,264	42,361
	自己資本総額［A ＋ B］（C）	424,723	477,377
	控除項目計（D）	－	－
	自己資本額［C － D］（E）	424,723	477,377
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	4,974,312	5,331,214
	オフ・バランス取引等項目	10,527	8,024
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	269,675	277,762
	リスク・アセット等計（F）	5,254,514	5,617,000
比率	単体Tier1比率（A ／ F）	7.25	7.74
	単体自己資本比率（E ／ F）	8.08	8.49

（注）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

また、自己資本における「その他有価証券の評価差損（△）」については、平成20年金融庁告示第79号（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例措置）に基づき、平成21年3月期から平成26年12月期まで自己資本に反映しない取扱いとしております。なお、特例を考慮しない場合の平成24年度の「その他有価証券の評価差損」は、ありません。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第３の柱）

２．自己資本の充実度に関する事項

◎当組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率（8.49%）及び Tier1 比率（7.74%）において、いずれも国内基準である 4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、繰延税金資産の自己資本の Tier1 に占める割合は、5.71%であります。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお収支計画については、貸出金計画の利息収入や有価証券等の余資運用収益のほか資金調達費用、経費等当組合がおかれた経営環境を十分に踏まえたうえで策定しております。

将来の自己資本の充実度の評価に関しましては、統合的に把握したリスク量が同時に顕在化した場合において、現在の自己資本から想定したリスク額を差し引いた自己資本比率が、国内基準 4%を上回る水準にあるかにより評価しております。

◎ポートフォリオ区分ごとのリスク・アセットと所要自己資本の額（単体）　（単位：千円）

リスクの区分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ . 信用リスク・アセット、所要自己資本の額	4,984,839	199,393	5,339,238	213,569
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	4,984,839	199,393	5,339,238	213,569
①ソブリン向け	989	39	3,869	154
②金融機関向け	1,288,336	51,533	1,318,609	52,744
③法人等向け	1,065,629	42,625	1,224,499	48,979
④中小企業・個人向け	415,646	16,625	496,218	19,848
⑤抵当権付住宅ローン	217,674	8,706	225,609	9,024
⑥不動産取得等事業向け	148,005	5,920	161,819	6,472
⑦三月以上延滞等	21,631	865	17,917	716
⑧その他	1,826,929	73,077	1,890,698	75,627
証券化エクスポージャー	―	―	―	―
ロ . オペレーショナル・リスク、所要自己資本の額	269,675	10,787	277,762	11,110
ハ . リスク・アセット合計、総所要自己資本額（イ＋ロ）	5,254,514	210,180	5,617,000	224,680

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４%

2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金の協会のことです。

4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

5.「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しており、算定方法は以下のとおりです。

［｛粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）× 15%｝÷（直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数）］÷ 8%

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× ４%

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第３の柱）

３．信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（１）リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「リスク管理規定」、「貸付規程取扱要領」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、融資審査時点での債務者区分の決定、厳格な資産の自己査定を年２回実施しています。さらに貸出限度額や大口貸出先を管理することで特定の債務者への与信集中回避、業種毎の残高構成を管理することで特定業種への与信集中を回避する等のポートフォリオ管理も定期的に実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM 委員会や常務会で協議検討を重ねるとともに、必要に応じて理事会へ報告する態勢を整備しております。

（２）信用リスクに関するエクスポージャーの主な地域別、種類別及び残存期間別の期末残高　　（単位：百万円）

区　分	信用リスクエクスポージャーの期末残高								うち、三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		その他（投資信託等）			
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国内	8,923	9,400	5,097	5,266	749	819	3,076	3,315	256	230
国外	750	653	－	－	750	653	－	－	－	－
地域別合計	9,673	10,053	5,097	5,266	1,500	1,472	3,076	3,315	256	230
製造業	279	270	279	270	－	－	－	－	－	－
農業、林業	0	2	0	2	－	－	－	－	－	－
漁業	10	33	10	33	－	－	－	－	－	－
建設業	618	548	618	548	－	－	－	－	162	151
電気、ガス、熱供給、水道業	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－
情報通信業	19	3	19	3	－	－	0	0	－	－
運輸業、郵便業	13	17	13	17	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	354	377	354	377	－	－	－	－	2	1
金融業、保険業	4,212	4,326	20	20	1,400	1,368	2,792	2,938	－	－
不動産業	188	197	188	197	－	－	－	－	－	－
物品賃貸業	1	0	1	0	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス	8	69	8	69	－	－	－	－	－	－
飲食業	22	21	22	21	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	143	122	143	122	－	－	－	－	－	－
教育、学習支援業	1	3	1	3	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	405	340	405	340	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	113	119	113	119	－	－	－	－	28	28
その他の産業	13	168	13	168	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	430	415	331	311	99	104	－	－	－	－
個人	2,533	2,616	2533	2,616	－	－	－	－	63	47
その他	305	402	21	26	－	－	284	376	－	－
業種別合計	9,673	10,053	5,097	5,266	1,500	1,472	3,076	3,315	256	230
１年以下	4,543	5,381	3,397	3,678	100	101	1,046	1,602		
１年超３年以下	1,683	1,212	516	457	102	－	1,065	755		
３年超５年以下	559	648	374	444	－	204	185	－		
５年超７年以下	327	271	277	178	50	93	－	－		
７年超１０年以下	672	722	274	316	398	406	－	－		
１０年超	902	683	54	17	848	666	－	－		
期間の定めのないもの	611	634	181	155	－	－	430	479		
その他	374	500	24	21	－	－	350	479		
残存期間別合計	9,673	10,053	5,097	5,266	1,500	1,472	3,076	3,315		

注）1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。なお、デリバティブ取引はありません。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3.「その他」とは、上記１、２のほか、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。

4. 貸出金等及びオフ・バランス取引の残存期間別仕訳において、一部に仕訳困難なものがあり、その他に区分しております。

（３）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額　（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 23 年度	53	47	－	53	47
	平成 24 年度	47	31	－	47	31
個別貸倒引当金	平成 23 年度	216	222	1	214	222
	平成 24 年度	222	202	7	214	202
合　　計	平成 23 年度	269	270	1	267	270
	平成 24 年度	270	234	7	262	234

注）貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は債権額から担保の処分可能見込額等を減算し、残債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先および破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額等を減算し、残債権額の全額を引当てております。なお、それぞれの結果については監事監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

（４）業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等　（単位：百万円）

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度
建設業	135	135	135	125	135	135	135	125	－	－
卸売業、小売業	5	3	3	2	5	3	3	2	－	－
生活関連ｻｰﾋﾞｽ業、娯楽業	28	28	28	28	28	28	28	28	－	－
個人	44	53	53	44	44	53	53	44	－	5
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	－	－
合計	216	222	222	202	216	222	222	202	－	5

注）1.　当組合は、国内の限定されたエリア（五島市のみ）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.　貸出金償却については、平成 24 年度 12 百万円を計上しましたが、期首の個別貸倒引当金の目的使用による取崩しである 7 百万円を相殺しているため、本表に計上された貸出金償却額は 5 百万円であります。

（５）リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等　（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額					
	平成 23 年度			平成 24 年度		
	格付適用有り	格付適用無し	計	格付適用有り	格付適用無し	計
0%	－	731	731	－	853	853
10%	－	175	175	－	189	189
20%	2,973	51	3,024	3,087	24	3,111
35%	－	622	622	－	644	644
50%	－	178	178	－	248	248
75%	－	642	642	－	734	734
100%	－	4,076	4,076	－	4,072	4,072
150%	－	3	3	－	6	6
その他	－	222	222	－	193	193
自己資本控除	－	－	－	－	－	－
合　　計	2,973	6,700	9,673	3,087	6,963	10,053

注）1.　格付は、適格格付機関（R & I、JCR、S & P、Moody’s）が付与しているものを記載しております。
2.　エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

４．信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手法の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがいまして、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取扱に努めております。当組合が扱う担保には自組合預金積金・有価証券・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸付規程」および「貸付事務取扱要領」等により適切な事務取扱および適切な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、組合が定める「貸付規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金・上場株式、保証として政府関係機関保証・金融機関保証・適格格付機関が付与している格付けのある保証会社保証等が該当します。

◎信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー　（単位：百万円）

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保	
	23 年度	24 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	292	204
法人等向け	146	57
中小企業等・個人向け	70	72
信用保証協会等付	1	0
その他	75	73

（注）当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。なお、「保証」及び「クレジット・デリバティブ」の項目については、信用リスク削減手法が適用対象となる取引がありませんので、記載を省略しております。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項がありません

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項がありません。

７．オペレーショナル・リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的事象により組合が損失を被る狭義の経営リスクと定義しております。その原因に基づき、①事務リスク（事務に係るもの）、②システムリスク（システムに係るもの）、③その他のオペレーショナル・リスク（内外からの不正等によるもの、物的資産の損傷、顧客や商品・提供するサービスに起因するものおよび労務慣行等から生じるもの）に分類し、確実にリスクを認識し、評価しております。

◎オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。（算式は 15 項に記載しております。）

８．銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー（以下「出資等」という。）に関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他全信組連等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識につきましては、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的に ALM 委員会や常務会へ報告することとしております。

一方、非上場株式、その他全信組連等への出資金に関しましては、当組合が定める「資金運用規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、諸財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを行い、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当組合が定める「資産の自己査定基準」、「償却・引当基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ．出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等　（単位：百万円）

区　分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
非上場株式等	328	328	62	62

注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づき、市場価格のないものは簿価により計上しております。
2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含め記載しています。なお、上場株式等は該当ありません。

ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額　（単位：千円）

区　分	平成 23 年度			平成 24 年度		
	売却益	売却損	償却	売却益	売却損	償却
出資等エクスポージャー	－	－	－	－	－	－

注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は、含まれておりません。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益）

平成 23 年度 △ 58 百万円、平成 24 年度 23 百万円

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社株式及び関連会社の評価損益）…　該当なし。

９．銀行勘定における金利リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などを ALM（資産負債総合管理）システムにより定期的に計測を行い、ALM 委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

◎内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、『アウトライヤー基準』によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法：預金、貸出金、有価証券ともに「金利ラダー方式」
・コア預金の対象⇒流動性預金のうち、決済性預金を除く普通預金及び貯蓄預金
　算定手法⇒算定現在残高の50%相当額
　満　　期⇒5年以内（平均2.5年）
・金利感応資産：貸出金、有価証券、預け金の資金運用勘定
・金利感応負債：定期性預金、要求払性預金、その他の資金調達勘定
・金利ショック幅：99%タイル値
・リスク計測の頻度：月次

◎銀行勘定における金利リスク量

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額（金利リスク量）	平成 23 年度	平成 24 年度
	41 百万円	23 百万円

注）1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では 99%タイル値として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。
2. 要求性払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がないことから、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当組合では普通預金等の額の 50%相当額を平均 2.5 年としてリスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。（37 － 14 ＝ 23 百万円）

地域密着型金融の取り組み

当組合はお客さまとのフェイス・トゥ・フェイスを重視し、財務諸表等に表れない経営者の人柄、技術力、販売力など、中小零細企業の経営実態把握に努めています。こうした活動を通じ、本部と営業店が一体となってお客さまの経営支援に取り組んでいます。

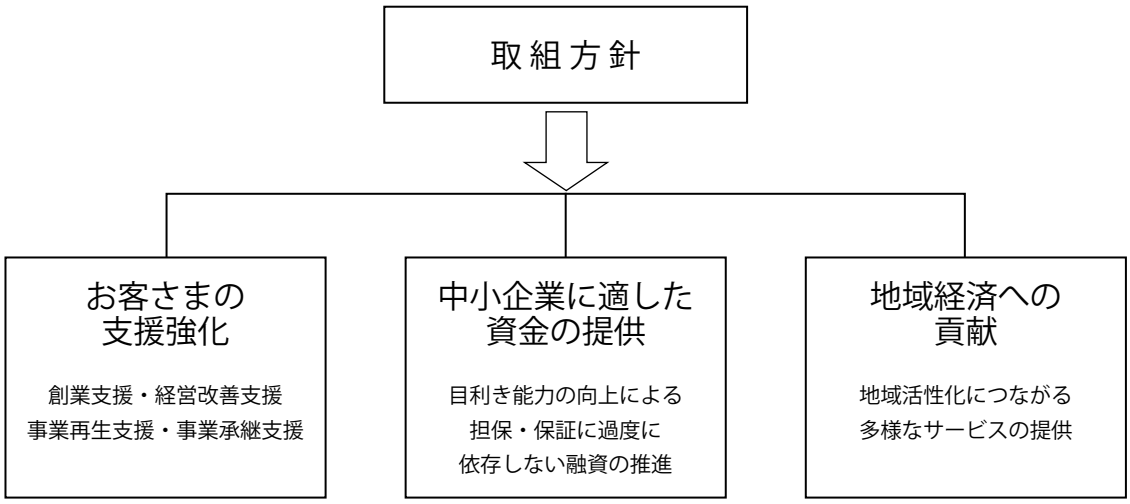

■経営支援

コンサルティング機能の発揮が求められる中、定期的かつ継続した訪問活動を通じてお取引先の経営実態を把握し、経営課題などの相談に親身になって対応しています。また、お取引先の経営課題を発掘し、経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業再生支援協議会の活用などお客さまにとって最善のアドバイスを行うための相談業務を行っています。

■外部機関等との連携

ベンチャー起業家の育成と地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、五島市商工観光課、福江商工会議所、五島市商工会等と連携を深め、中小企業者の育成、支援をお手伝いしています。

■目利き能力の向上・人材育成

当組合は中小零細企業の技術力や販売力、また将来性等を的確に評価できる能力を向上させるため、目利きのできる人材の育成に積極的に取り組んでいます。その一環として、九州地区信用組合協議会等主催の研修に計画的に職員を参加させています。

●目利き（財務・企業分析基礎）研修　●融資審査診断士育成研修　●企業再生支援研修　●リスク管理研修　●企業支援ランクアップ研修
●渉外管理者レベルアップ研修　●経営革新等認定支援機関向け研修　など

■顧客ニーズを踏まえた融資商品の提供

新事業の支援として「太陽光発電関連融資」、ABL（動産・売掛金担保融資）の活用を行っています。

■中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月末で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客さまからの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでいます。

当組合では、お取引先に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客さまとの信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客さまとの親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客さまの経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるように心がけています。さらに経営改善計画の策定支援や中小企業診断士など専門家の紹介、中小企業再生支援協議会の活用等お客さまにとって最善のアドバイスを行うことに注力しています。今後も「地元のお金は地元で活かす」をモットーに、お客さまの金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

■苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融 ADR、Alternative Dispute Resolution）が導入され、平成 22 年 10 月から指定紛争解決機関との契約締結が義務付けられています。

当組合では、この制度を踏まえて苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めています。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店にお申し出ください。

― 福江信用組合 ―

電話番号：０９５９－７２－４１８１
受 付 日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前９時～午後５時

●紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

― 一般社団法人全国信用組合中央協会　しんくみ相談所 ―

電話番号：０３－３５６７－２４５６
受 付 日：月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
住　　所：〒 104-0031　東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

― 弁護士会 ―

東 京 弁 護 士 会　　紛争解決センター　（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会　　仲裁センター　　（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会　　仲裁センター　　（電話：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、長崎弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
例えば、長崎弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

当組合では、近年、偽造カードによる不正払い戻し等、多発している犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、下記のような対策に取り組んでいます。なお、当組合カードは、現在のところ磁気カードのみであり、ＩＣカードは発行しておりません。

●カード紛失受付センターへの加入

通常日のカード紛失等については営業店窓口で受け付けておりますが、時間外や休日の通帳・カードの盗難・紛失等の電話受付は、当組合営業店の留守番電話を通じて、カード紛失受付センターで終日対応しております。

	電　話　番　号	受　付　時　間
カード紛失受付センター （信組情報サービス㈱）	047-498-0151	24 時間受付
営業店（本店）	0959-72-4181	営業時間中は営業店で受け付けますが、時間外や休日の場合は、留守番電話にて上記センターへの連絡をお願いしております。
営業店（奈留出張所）	0959-64-2063	

●ご利用限度額の制限

当組合及び提携他行でのお引出し	1 口座 1 日あたり 100 万円まで

※対象は普通預金及びカードローンカードです。

※限度額はお客様のご希望により、300 万円以内（10 万円単位）で変更することができます。窓口へお申込みください。

●暗証番号、カードおよびカードご利用明細書の管理について

・暗証番号は、生年月日等の他人に類推されやすい番号以外をお選びください。
・カードは、ご本人であることを示す各種資料（運転免許証、パスポート、健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。
・カードご利用明細書をキャッシュコーナーに置き忘れしないようにご注意ください。

※類推されやすい番号を設定の方はＡＴＭによる暗証番号変更をお勧めします。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）に対応し、ＡＴＭや窓口での不正な引き出しに対するお客様の被害額の補償を実施しています。

カード・通帳		補償となる被害	補償の対象となる取引		
			お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
個人	キャッシュカード及びカードローンカード	偽造	被害額全額補償	被害額全額補償	補償なし
		盗難		被害額の 75%補償	
共通	普通預金・貯蓄預金通帳	盗難	カード被害に準じて補償。ただし、お客様の過失により補償できない場合があります。		

（注）１．個人のキャッシュカードは預金者保護法による補償内容です。過失については下記をご参照下さい。
２．その他、法人カードやローンカードの偽造・盗難、法人通帳の盗難、デビットカード利用における被害については、当組合が加入している保険に基づいて被害補償に対応します。

1. お客様の重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

⑴　本人が他人に暗証番号を知らせた場合
⑵　本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
⑶　本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
⑷　その他本人に⑴から⑶までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

2. お客様の過失となりうる場合

⑴次の①または②に該当する場合
①当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

⑵上記⑴のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
①暗証番号の管理
ア．当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するように個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
イ．暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
②キャッシュカードの管理
ア．キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
イ．酩てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
⑶その他上記⑴、⑵の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応について

取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成 25 年 4 月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主なお取引

・口座開設
・10 万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
・200 万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

■確認させていただく事項　　☆印…平成 25 年 4 月からの追加事項

	確認事項	主な確認書類
個人の場合	氏名・住所・生年月日	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書　など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
	☆職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	名称・本店または 主たる事務所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
	来店された方の氏名・住所 ・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書　など ※上記の確認書類のほか、社員証等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	☆事業の内容	定款、登記事項証明書　など
	☆取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
	☆決議権保有比率 25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率 25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率 50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。
有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前 6 か月以内に作成されたものに限ります。

■ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が 200 万円を超える財産の移転をともなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引
・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
・特定の国（イラン・北朝鮮）に居住、所在する者との取引　など

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

コプライアンス（法令等遵守）について

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令やルール（内部規程等）を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。一般企業に比し、より高い公共的使命をもっていることから、それに対応して社会的責任を負うことが求められています。

そのため、当組合では、これまでも自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、社会の信頼の維持・向上に努めてきましたが、金融機関を取り巻く情勢などを考えると、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取組をより強化する必要があります。

●基本方針

当組合は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コプライアンス態勢を構築しています。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「内部統制を基盤としたリスク管理」です。当組合は、全ての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断の努力を行います。

●倫理綱領と行動規範

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共使命を果たすことを目的として、『ふくしん倫理綱領』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでいます。

■ふくしん倫理綱領

1．信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
　信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2．キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
　創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。

3．法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
　あらゆる法令やルールを厳格に厳守し、社会的規範に決して悖ることのない公正な業務運営を行う。

4．反社会的勢力の排除
　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

5．経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実
　経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

■役職員の行動規範

1．信頼の確保
- 私たちは、良識をもって節度ある行動に努めます。
- 私たちは、社会の一員として各種の法令や当組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し尊重します。
- 私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- 私たちは、お客様にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- 私たちは、常に注意深く厳正な事務を行います。
- 私たちは、公私混同をしません。

2．利益相反行為等の禁止
- 私たちは、信用組合の業務または職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- 私たちは、社会常識を踏まえお客様との健全な関係を保ちます。

3．情報管理
- 私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
- 私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4．職場規律
- 私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、全ての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- 私たちは、服装や言葉づかい等基本的なマナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

●コンプライアンスの組織体制

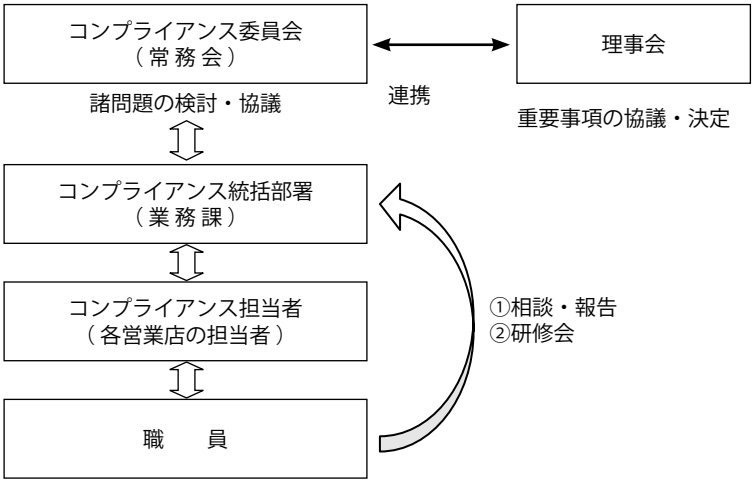

■反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

① 反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力に関する取引規定」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしています。

② 反社会的勢力に対する対応を統括する部署をコンプライアンス統括部署（業務課）に設け、組合内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しています。

③ 理事及び職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、なんらかの関係を有してしまったときは、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しています。

適切な勧誘・募集について

当組合では、金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針を策定し店頭で公表しています。お客様に適正な勧誘を行い、保険の代理店業務についても適切な募集となるよう内容については適時見直しをしています。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1．当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3．当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4．当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または下記までお問い合わせ下さい。
本店業務課　電話：0959-72-4181　　ＦＡＸ：0959-72-4173

■保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1．当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
　万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
2．当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
3．当組合は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4．当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。

⑴保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
②従業員数が 20 名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

⑵「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」、「従業員数が 21 名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

①生存または死亡に関する保険金額等：1,000 万円
②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
（ａ）診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき 100 万円
（ｂ）診断等給付金（年金形式）：月額換算 5 万円
（ｃ）疾病入院給付金：5 千円（特定の疾病に限られる保険は 1 万円）、合計 1 万円
（ｄ）疾病手術等給付金：1 保険事故につき 20 万円（特定の疾病に限られる保険は 40 万円）、合計 40 万円

5．当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続きの方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
　なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、又は保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
6．当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に係るリスク】

1．保険商品は預金等ではありませんので、預金保険制度の対象外です。
　また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
2．保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
3．引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。

（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」等をご参照下さい。）

保険契約に関する苦情、ご相談等はお近くの営業店窓口または、下記までお問い合わせください。
本店業務課　電話：0959-72-4181　　ＦＡＸ：0959-72-4173

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

個人情報保護について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等（以下法等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。また、この保護宣言等につきましては、営業店の窓口に掲示することにより公表していますが、内容を適時見直し改善して参ります。

●個人情報保護宣言（個人データの安全管理に関わる基本方針）

1．個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的外で利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2．個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

⑴ 法令等により必要とされている場合

⑵ お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3．個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4．個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定の者と共同利用しています。

5．個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6．お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

⑴ 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

⑵ 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

⑶ 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7．ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申出ください。

本店業務課　電話：0959-72-4181　　ＦＡＸ：0959-72-4173

個人情報保護について

平成 17 年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。この法律は、「個人情報」の保護を目的としており、その目的を達成するため、個人情報取扱事業者に対し、守らなくてはならないルールを定めています。

当組合は、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うよう「個人情報保護宣言」を作成し、「個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的」とともに店頭にポスターを掲示しています。

●個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

1．業務内容

（1）預金業務、為替業務、融資業務およびこれらに付随する業務

（2）保険販売業務など、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

（3）その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2．利用目的

⑴ 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため

⑵ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認や、金融商品やサービスをご利用いただく資格などの確認のため

⑶ 預金取引や融資取引等における期日管理など、継続的なお取引における管理のため

⑷ 融資のお申込や継続的なご利用などに際しての判断のため

⑸ 適合性の原則等に照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑹ 与信事業に際して、個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑺ 他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため

⑻ お客様との契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため

⑼ 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため

⑽ ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

⑾提携会社などの商品やサービスの各種ご案内のため

⑿ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⒀ 組合員資格の確認および管理のため

⒁ お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用するため

⒂ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3．機微情報に関わる利用目的

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年金融庁告示第 67 号）に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

4．個人信用情報に関わる利用目的

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

リスク管理態勢および法令等遵守態勢

リスク管理について

金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性は、益々高くなっています。当組合は、本来業務である融資の信用リスク管理は勿論のこと、余資運用している有価証券などの市場リスクについても、リスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、ＰＤＣＡサイクル（計画→実行→チェック→改善）を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき経営陣が管理すべき各種リスクについては、常務会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しています。

■統合的リスク管理組織体制

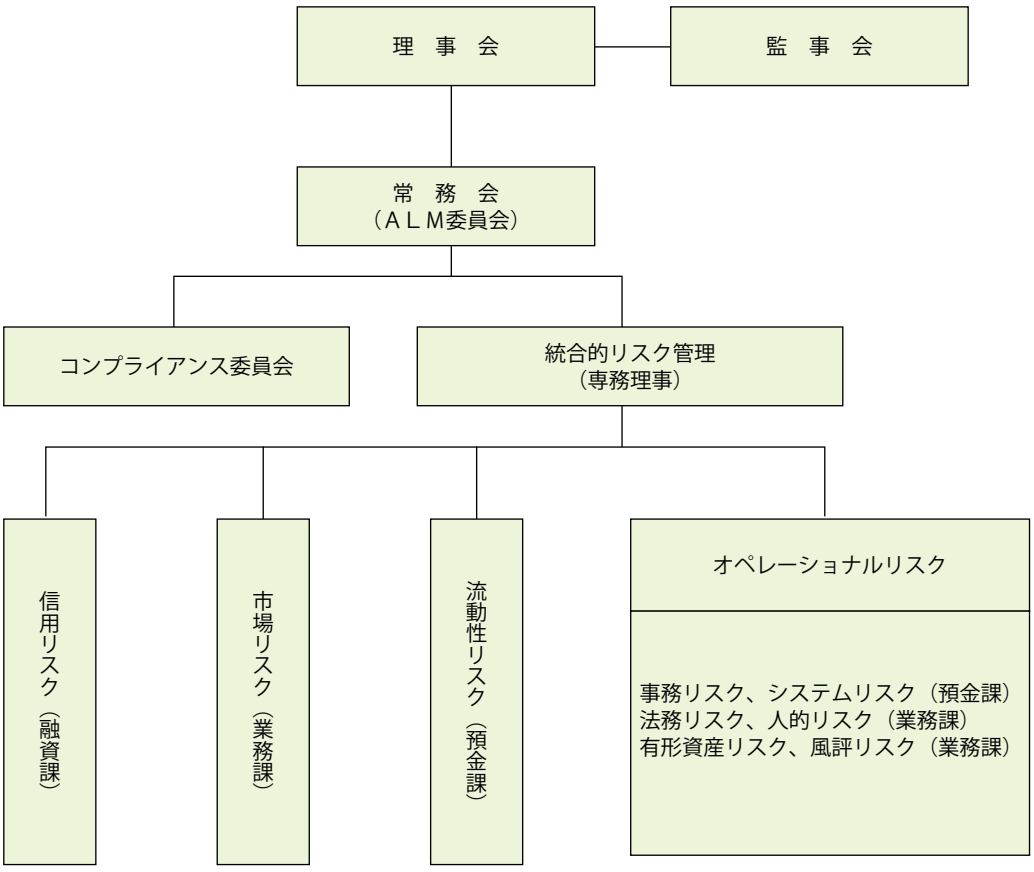

リスク管理について

■統合的リスクについて

		内　　容	管　理　方　針
信　用　リ　ス　ク　管　理		お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定し、一定基準以上の貸出については融資審査委員会で厳正な審査を実施しています。 また、信用リスクの管理に当たっては特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めています。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しています。
市　場　リ　ス　ク　管　理		金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについて担当部署の業務課が毎月末リスクの計量・分析を行い、常務会（ＡＬＭ委員会）に報告し、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理に努めています。
流　動　性　リ　ス　ク　管　理		資金の運用と調達のミスマッチや予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めています。 また､「危機管理規程」､「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。
オペレーショナルリスク管理	事　務　リ　ス　ク　管　理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱にかかる事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めて、チェック体制の強化を図っています。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査及び検査を実施しています。 さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しています。
	システムリスク管理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社（ＳＫＣ）の運営・管理する共同オンラインシステム（勘定系・情報系・顧客管理など）を利用しています。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に止めるための対応策（コンティンジェンシープラン）を講じるなど、システムの安定稼動のために万全の態勢で臨んでいます。
	法　務　リ　ス　ク　管　理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます。	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、法務リスクの未然回避に努めています。
	人　的　リ　ス　ク　管　理	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇などの問題）から生じる労務問題、健康問題、差別的行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど）により損失を被るリスクをいいます。	業務課を人的リスクの所管部署として定め、職員に対する計画的な研修･教育の実施により､人的リスクの管理能力の向上を図っています。
	有形資産リスク管理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	業務課を有形資産リスクの所管部署として定め、設備などの日常点検や「コンティンジェンシープラン」などに基づき、リスクの削減に取り組んでいます。
	風　評　リ　ス　ク　管　理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

融資業務

個人向けローン				
	商　品　名	内　容　と　特　色	ご融資金額	ご融資期間
お使いみちご自由なローン	カードローン・ホップ	いつでも、どこでも、カード 1 枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。20 歳以上 65 歳以下の個人で主婦の方も気軽にご利用できます。毎月の返済も定額なので計画的に返済でき、ご融資期間中でのコース変更も可能です。	10 万円～ 100 万円以内	契約期間 3 年（自動更新）ただし、更新時年齢 65 歳まで
	カードローン・ステップ		10 万円～ 200 万円以内	
	カードローン・ジャンプ	勤続（営業）年数が 2 年以上で、前年度の年収が極度額の 3 倍以上の方。	50 万円～ 300 万円以内	
	フリーローン・チョイス	満 20 歳以上 65 歳以下で完済時年齢 70 歳以下の方。 かつ安定、継続した収入の見込める方。 （パート、アルバイト、主婦は 30 万円が限度）	10 万円～ 300 万円以内	7 年以内
	すけっとローン （フリーローン）	満 20 歳以上完済時 76 歳未満の方。 かつ安定、継続した収入のある方。 （パート、アルバイト、主婦も可） 必要書類は本人確認書類のみ。 まとめ資金、事業性資金も申込可能。	10 万円～ 300 万円以内	6 ヶ月以上 7 年以内
	シルバーライフローン	満 60 歳以上 70 歳未満の健康で返済資力のある当組合への年金振込み受給者。（前年度年収の 50%以内が限度）	10 万円～ 100 万円以内	5 年以内
お使いみち特定のローン	目的ローン	満 20 歳以上 65 歳以下で安定、継続した収入の見込める方。 （パート、アルバイト、主婦は 30 万円が限度） 資金使途が明確なものに限る。	10 万円～ 500 万円以内	7 年以内
	カーライフローン	満 18 歳以上 65 歳以下で完済時年齢 70 歳以下。 安定、継続した収入の見込める方。（就職内定者含む） 資金使途は、車輌購入・修理、免許取得等費用、他金融機関の車購入に関するローン借換費用。	10 万円～ 500 万円以内	8 年以内
	奨学ローン	満 20 歳以上 65 歳以下で完済時年齢 70 歳以下の勤続年数 2 年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用、他金融機関の教育資金に関するローン借換費用。	10 万円～ 500 万円以内 （受験にかかる費用は 100 万円を上限）	15 年以内
	バリアフリーローンリフォームローン	満 20 歳以上 65 歳以下で完済時年齢 70 歳以下の勤続年数 2 年以上または、安定、継続した収入の見込める方。 資金使途は、リフォーム関連資金（借換含む）、介護対策用の増改築費用、福祉車輌購入費用等。	10 万円～ 500 万円以内 または 100 万円～ 1,000 万円以内	10 年以内 または 15 年以内
	ふくしん住宅ローン	満 20 歳以上 65 歳未満で完済時年齢満 80 歳未満の方。 勤続年数 2 年以上または、営業年数 3 年以上で年間所得 100 万円以上の個人の方。 資金使途は、住宅の新築・購入（土地のみの購入の方は 3 年以内に新築条件）、建て替え、増改築、リフォーム、中古住宅の購入、他金融機関住宅ローン借換。	10 万円～ 6,000 万円以内 （大学生以下のお子様が 3 人以上いる方は、子育て支援優遇金利があります。）	35 年以内 固定金利選択型（3 年、5 年、10 年）と変動金利選択があります。

事業者向けローン（定型ローン以外の個人を含む）			
商　品　名	内　容　と　特　色	ご融資金額	ご融資期間
信用保証協会または保証会社提携ローン	協会・保証会社等の保証が得られる方は低金利の融資が可能です。	協会・保証会社の保証の範囲内	個別に協議
当組合プロパーローン	当組合の組合員（個人または法人）。資金使途等により個別に相談。	当組合の与信限度の範囲内。	

以上の他、代理貸付業務（全信組連、商工中金、㈱日本政策金融公庫の教育ローン等）、保険窓販を取り扱っております。金利情報等詳しくは、当組合営業店窓口へお問い合わせ戴くか、当組合ホームページへアクセスしてください。

預金業務

預金の種類		商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座		1 冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の 90%以内、最高 500 万円まで自動的にご融資が受けられます。	いつでも 出し入れ自由	1 円以上
普通預金		いつでも自由に出し入れができる預金です。 キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など日常のお財布代わりにご利用ください。		
貯蓄預金		普通預金より有利なお利息となる個人専用の預金です。さしあたって必要のないお金の短期運用にご利用下さい。普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納税準備預金		納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。	ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1 円以上
当座預金		お取引の支払に手形、小切手がご利用いただける預金です。会社や商店などでは資金管理ができて便利です。	いつでも 出し入れ自由	1 円以上
通知預金		短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の 2 日前までにご連絡ください。	7 日以上	1 万円以上
定期預金	大口定期預金	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上
	スーパー定期預金	1,000 万円未満の余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。		100 円以上
	変動金利定期預金	お預入日の約定利率が 6 か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱も可能です。	1 年、2 年 または 3 年	100 円以上
	期日指定定期預金	お利息は 1 年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間（1 年）経過後は、1 か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1 年以上 3 年以内	100 円以上 300 万円未満
定期積金		毎月一定の日に定額を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1 年以上 5 年以内	5,000 円以上

預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については 1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等となっています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して 元本 1,000 万円までと その利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 （預金保険の対象外）

注 1）決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の 3 要件を満たす預金です。

注 2）保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

為替・サービス業務

●自動受取サービス（各種年金、配当金など）　●支払サービス（公共料金、クレジット代金、保険料など）
●送金サービス（授業料、家賃、その他）　●キャッシュカード　●給与振込　●年金・税務などの各種相談サービス

店舗・地区一覧

店舗一覧（事務所の名称・所在地・自動機器設置状況）

店　舗	所　在　地	電　話	自動機
本店営業部	〒853－0002 五島市中央町8番地15	0959-72-4181	ATM１台
奈留出張所	〒853－2201 五島市奈留町浦1818－4	0959-64-2063	ＡＴＭ１台

本　店　役　職　員

地区一覧

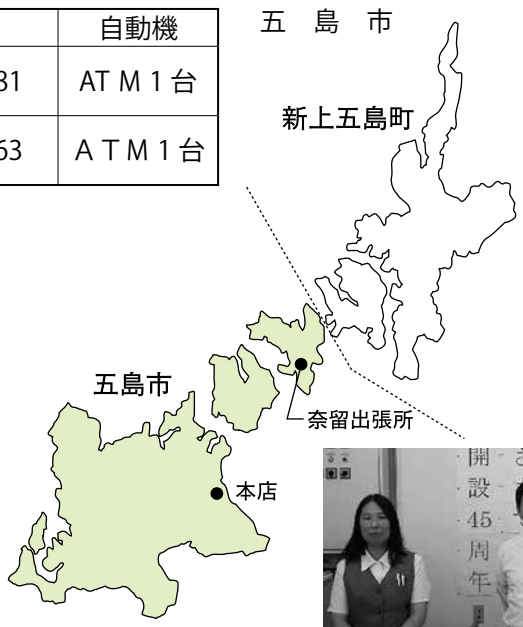

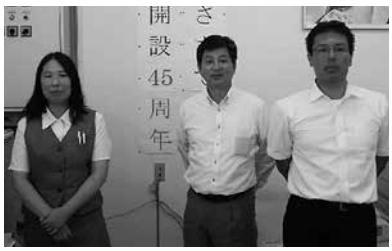

奈留出張所職員

手数料一覧

（平成 25 年 7 月現在、単位：円）

●為替手数料

種　類			組合員	組合員外
窓口振込	当組合同一店内	3 万円未満	105	210
		3 万円以上	210	420
	当組合他店宛	3 万円未満	210	315
		3 万円以上	315	525
	他行宛（当組合以外）	3 万円未満	525	630
		3 万円以上	630	840
※ ATM 振込（カード扱い）	当組合カード 当組合宛	3 万円未満	0	105
		3 万円以上	0	210
	当組合カード 他行宛	3 万円未満	315	420
		3 万円以上	420	630
	他行カード 当組合宛	3 万円未満	420	420
		3 万円以上	630	630
	他行カード 他行宛	3 万円未満	525	525
		3 万円以上	735	735
取立	同一手形交換所内		210	210
	隔地間（その他の金融機関宛）	至急扱い	630	840
		普通扱い	525	735
その他	振込・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		630	840

※ＡＴＭ振込（他行カード振込業務）の提携先は、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組、郵貯です。ＡＴＭ振込の 1 日当たりご利用限度は 100 万円以内で、カードでのみ取扱い、現金でのご利用はできません。また、ATM 振込の午後 3 時以降のご利用は、振込予約（翌営業日付）となります。

●ＣＤ・ＡＴＭ利用手数料 (払戻 1 回につき)

利用日	時間帯	当組合カード		他行カード
		組合員	組合員外	
平　日	☆ 8：30 ～ 18：00	0	0	105
	18：00 ～ 19：00	0	105	210
土曜日	☆ 9：00 ～ 14：00	0	0	105
	14：00 ～ 18：00	0	105	210
日曜・祝日	9：00 ～ 18：00	0	105	210
年末・年始				

※ CD・ATM での 1 日あたりの払戻限度は 100 万円以内です。

※上記☆印の時間帯では、「しんくみお得ネットサービス」（全国の提携信用組合間の自動機利用手数料が無料）が利用できます。（一部ご利用いただけないＣＤ・ＡＴＭがございます。）

●その他の手数料

種　類			料　金
当座預金	小切手帳	1 冊（50 枚）	630
	約束手形帳	1 冊（50 枚）	840
自己宛小切手発行		1 枚	525
通帳証書等再発行		1 件	1,050
カード再発行		1 件	1,050
証明書発行	残高証明書	1 通	420
	融資証明書	1 通	10,500
	その他証明書	1 通	420

※上記の手数料には消費税が含まれております。

社会的責任と地域貢献

①社会的責任に関する考え方

当組合は、五島市一円を営業地域とし地元の中小零細事業者や勤労者等が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき、運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民ひとりひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

②地域密着型金融推進の取組み状況

当組合では地域金融機関としての機能の向上を目指して「地域密着型金融推進計画」を策定し、計画の推進に取組んでおりますが、その取組内容を公表させていただいております。

ライフサイクルに応じた取引先の支援強化

中小企業に適した資金供給手法の徹底

地域情報を活用した持続可能な地域経済貢献

⑴　ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

・信用保証協会の資金を活用し、新規創業事業の支援を致します。

・不良債権の新規発生防止や、要注意債権等の健全化や経営改善支援ができる態勢の強化に取組んでまいります。

⑵　中小企業に適した資金供給手法の徹底

・不動産担保、個人補償に過度に依存することなく、取引先企業の事業価値を見極める融資手法に取組んでまいります。

・大口の融資に偏ることなく、中小零細企業にマッチした商品の提供を推進してまいります。

⑶　地域の情報を活用した持続可能な地域経済への貢献

・組合員に対する相談機能を活かし地域に密着した融資の推進に努めます。

本店融資相談コーナー

■金融を通しての地域貢献

（福江簡易手形交換所管内３行における当組合の貸出金シェア推移

	23 年 3 月末	24 年 3 月末	25 年 3 月末	前期増減
先　　数	749	841	868	27
残高（百万円）	4,484	5,077	5,250	173
シェア（%）	15.2	17.6	19.2	1.6

◎お客様満足度向上運動

営業室窓口に〝お客様の声〟回収ＢＯＸの設置や郵送によるアンケート調査を毎年実施して、広くお客様のご意見、ご要望を収集し、より一層の経営改善に努めて参ります。

明るいムードの窓口、元気な挨拶、お客様のお役に立つをモットーにがんばっています。

平成 24 年度末の業種別貸出先の状況

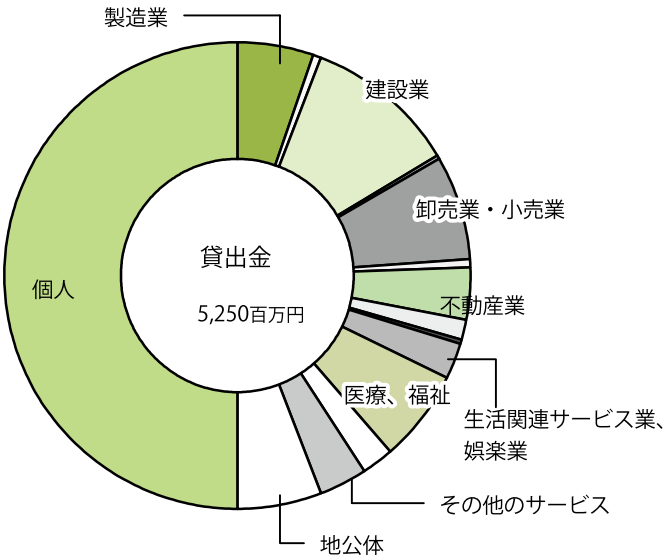

■トピックス

●融資相談会の実施

毎週金曜日は、ご利用の利便性を考慮し、午後５時以降８時まで窓口を開放し、住宅ローン等の融資相談会を実施しております。

●早朝清掃奉仕活動！

９月３日の「しんくみの日」にちなみ、毎月３日を清掃奉仕の日として、全役職員が店周を中心に清掃活動を継続しております。

総代会について

1．総代会の仕組み、機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の運営に参加することになります。

当組合では、組合員数が非常に多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関で、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2．総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規程により実施されます。

⑴　総代の任期・定数

総代の任期は3年、総代の定数は100人以上120人以内です。

地区別の定数は地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

⑵　総代の選出方法

営業店単位の地区別に総代を選出。地区に所属する組合員の中から推薦により総代候補者名簿を作成し、選挙により選出しますが、候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として、選挙は行っておりません。

3．第56期通常総代会の決議事項

平成25年6月21日開催の第56期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ下記とおり承認・可決されました。

第1号議案　第56期（平成24年度）計算書類等の報告と承認に関する件

第56期計算書類等（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）が報告され、原案のとおり承認・可決されました。

第2号議案　第57期（平成25年度）事業計画案の承認に関する件

期中平残で預金9,115百万円（前期比＋73百万円）、貸出金5,120百万円（前期比＋54百万円）、純利益29百万円を目標として、経営基盤の拡充強化を図る事業計画案が承認・可決されました。

第3号議案　任期満了による理事選挙に関する件

指名推薦により次の6名が選任されました。

理事長（代表）　野口喬史　（重任）
専務理事（代表）　貞方英世　（昇任）
常務理事　山本一夫　（昇任）
理　事　才津琳央、柿森誠、小石薫　（以上重任）

第56期通常総代会（平成25年6月21日、本店会議室）

総代のご紹介

平成25年7月現在　117人（平成24年5月選任）

地区	総代数	総代氏名（敬称略：五十音順）						
本店	87	青山和好	尼崎玄之助	磯田敏治	出口好和	浦昭	尾﨑和典	垣深等
	（福江）	片山秀光	樺島泰宏	川口翎四郎	北島千代福	清瀧誠司	小石薫	才津琳央
		才津勝	才津学	才津喜彦	堺末喜	佐々木虎登巳	薩本憲英	瀬川豊巳
		宗昭男	田中忠昭	谷村政信	堤啓悟	戸川六雄	富山博弥	中尾盡一
		中村康弘	中村吉廣	野口喬史	野崎巖	萩原利彦	橋本治平	畑中キヌエ
		畑中久稔	平山源一	藤田正治	藤原正廣	藤原善栄	船越忠昭	堀本栄一
		松本和哉	的野聡志	矢口志朗	梁瀬栄	山下恒善	山田明正	山田定三
		山田洋一	山中太一	山本鶴男	山本登	山本稔	和田稔	㈲有川喜石材店
		㈱おおあらの里	海興水産㈱	㈾片岡商店	合同建設㈱	五島運輸㈱	五島自動車㈱	五島乳業㈱
		こばた電設㈱	㈱才津組	㈱坂口工業	三進コンクリート工業㈲	谷川製函㈲	㈱萩原組	平山建設㈱
		福江ケーブルテレビ㈱	㈱福江薬局	㈲福江清掃社	(福)福江福祉会	山一資材㈱		
	（岐宿）	菊谷一志	菊谷敏昭	小倉鹿太郎	田端重雄	柳田靖夫	㈱出口組	㈲山下組
	（富江）	釜我鉄山	古本純英	保田哲	松本茂人	三浦洋介		
奈留	30	石本初治	岩田萬一郎	岩村清人	植木良尚	小河原悟	柿森英治	柿森誠
		小島政夫	窄中静磨	城田章一郎	城田正明	鈴木信吉	田中稔	田中儀人
		永峯満	夏井寅男	野茂勇雄	橋口剛一	橋口卓臣	長谷川春己	浜村三雄
		平山清照	福嶋熊雄	松下登	松本尚忠	村木栄	簗瀬善正	山口忠允
		山下公生	山中忠義					

役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1．報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期役員退職慰労金支給規程による引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2．役員に対する報酬　　（単位：千円）

区　　分		当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　事	常　勤 3 名	22,440	25,000
	非常勤 3 名	720	
監　事	非常勤 2 名	480	5,000
合　計	8 名	23,640	30,000

注 1．上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2．上記の支払人数、報酬支払額は開示対象役員でない非常勤役員も含めて記載しております。（期中に退任した者を含む）

3．当期中、上記以外に支払った役員賞与金及び役員退職慰労金はありませんが、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金は、1,870 千円です。

3．その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号）第 3 条第 1 項第 3 号および第 5 条に該当する事項

該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 24 年度において、開示対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注 1．対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めて記載することとしております。

2．「同等額」は、平成 24 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3．当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「職員退職給与規程」に基づき支払っています。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

索　引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第６条第１項において準用する銀行法第 21 条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第７条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成 19 年３月 23 日付　金融庁告示第 17 号）」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

概況・組織

事業方針…… 3
＊事業の組織…… 2
＊役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）…… 2
＊店舗一覧（事務所の名称・所在地）…… 32
自動機器設置状況、地区一覧…… 32
組合員数…… 9
＊子会社の状況……該当なし

主要事業内容

＊業務のご案内（主要な事業の内容）…… 30

業務に関する事項

＊事業の概況…… 3
＊経常収益…… 9
業務純益…… 9
＊経常利益（損失）…… 9
＊当期純利益（純損失）…… 9
＊出資総額、出資総口数…… 9
＊純資産額…… 9
＊総資産額…… 9
＊預金積金残高…… 9
＊貸出金残高…… 9
＊有価証券残高…… 9
＊単体自己資本比率…… 9
＊出資に対する配当金…… 9
＊職員数…… 9

主要業務に関する指標

＊業務粗利益および業務粗利益率…… 9
＊資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支…… 9
＊資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り…… 10
＊受取利息、支払利息の増減…… 9
役務取引の状況…… 9
その他業務収支の内訳…… 10
経費の内訳…… 8
＊総資産経常利益率…… 10
＊総資産当期純利益率…… 10

預金に関する指標

＊預金種目別平均残高…… 11
預金者別預金残高…… 11
財形貯蓄残高……該当なし
常勤役職員１人当り預金残高 …… 9
１店舗当り預金残高 …… 9

貸出金等に関する指標

＊貸出金種類別平均残高…… 11
＊貸出金担保の種類別残高…… 11
＊貸出金使途別残高…… 11
＊貸出金業種別残高・構成比…… 11
＊預貸率（期末・期中平均）…… 10
消費者ローン・住宅ローン残高…… 11
＊代理貸付残高の内訳…… 10
常勤役職員１人当りの貸出金残高 …… 9
１店舗当りの貸出金残高 …… 9

有価証券に関する指標

＊商品有価証券の種類別平均残高……該当なし
＊有価証券の種類別残高及び平均残高…… 12
有価証券の残存期間別残高…… 12
有価証券の時価情報…… 12
預証率（期末・期中平均）…… 10

経営管理態勢に関する事項

＊統合的リスク管理体制…… 28
＊コンプライアンス（法令等遵守）体制…… 24
＊個人情報保護について…… 26

財産の状況

＊貸借対照表…… 4
＊損益計算書、剰余金処分計算書…… 8
＊リスク管理債権の状況…… 13
＃金融再生法開示債権の状況…… 13
外貨建資産残高、オフバランス取引の状況…… 該当なし
先物取引、オプション取引の時価情報……該当なし
＊貸倒引当金の期末残高及び期中増減額…… 17
＊貸出金償却額…… 17
＊法定監査の状況…… 8
代表理事による適正性・有効性の確認…… 8
＊信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項……該当なし

自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項

＊自己資本の構成に関する事項…… 14
＊自己資本の充実度に関する事項…… 15
＊信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）・・ 16
＊信用リスク削減手法に関する事項…… 18
＊派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項…… 18
＊証券化エクスポージャーに関する事項…… 18
＊オペレーショナル・リスクに関する事項…… 18
＊出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項…… 19
＊銀行勘定における金利リスクに関する事項…… 19
＊連結決算の状況……該当なし

その他の業務

内国為替取扱実績…… 10
外国為替取扱実績、公共債窓販実績、公共債引受額……該当なし

その他

ごあいさつ…… 2
トピックス…… 33
社会的責任と地域貢献活動 …… 33
当組合の沿革・あゆみ…… 2
当組合の考え方…… 3
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み…… 22
キャッシュカード等の偽造・盗難被害等補償の取り組み…… 22
犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応…… 23
金融商品に係る勧誘方針／保険募集指針…… 25
預金等の保護…… 31
総代会のしくみ、総代氏名一覧…… 34
役員等の報酬体系…… 35
手数料一覧…… 32
地域密着型金融の取組…… 20

（注）財務データについては金額単位未満を切捨処理のため合計と一致しない場合があります。

＊印は協金法施行規則、＃印は金融再生法施行規則に規定されている法定開示項目です。

〝豊かな地域社会づくりに奉仕する〞

福江信用組合

〒853-0002　長崎県五島市中央町8番地15

TEL：0959－72－4181　　FAX：0959－72－4173